

令和6年度[第 36-G2506-01 号]狩野川東部流域下水道

狩野川東部浄化センター等 維持管理包括委託 契約約款別紙

目 次

- 別紙1 責任範囲(第 37 条関係)
- 別紙2 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応(第 11、22、39 条関係)
- 別紙3 流入基準未達の場合の対応方法(第 12、13 条関係)
- 別紙4 経費の負担(第 46 条関係)
- 別紙5 委託費等の計上方法(第 11、12、34、39、42、45 条関係)
- 別紙6 委託費の見直し(第 34 条関係)
- 別紙7 定期点検等業務予定書(第 18 条関係)
- 別紙8 発注者が予定している工事等(第 14 条関係)

別紙1 責任範囲(第 37 条関係)

発注者及び受注者のリスク分担については下表による。

表:リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭等)		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		発注者の債務不履行によるもの	○	
		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
物価変動リスク	委託期間の労務費・ユーティリティ費変動	○		
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	5%以内の水量変動に伴うユーティリティ費の増減		○
		5%を超える水量変動に伴うユーティリティ費の増減	○	
	突発修繕費の増大リスク	流入水による場合や、やむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	施設損傷リスク	受注者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
		施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		発注者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの	○	○

上記以外については、双方協議して定める。

別紙2 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応(第 11、22、39 条関係)

放流水の水質が、業務要求水準書IVで定める放流水質に関する基準を満足できない場合、以下の手続きをとる。

1 契約基準 I、法定基準未達の場合

(1) 未達の確認、報告・通知及び追加の水質試験

- ア 受注者は、水質試験により、各回の放流水質測定値が放流水質契約基準 I 又は放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに発注者に報告し、受注者は追加の水質試験を実施する。
- イ 発注者は、下水道法上の法定検査、契約約款第 22 条第1項の検査等により、放流水質が放流水質契約基準 I 又は放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに受注者に通知し、受注者は追加の水質試験を実施する。
- ウ 発注者が行う工事等の影響により、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(2) 改善期間、改善計画書の提出

- ア 放流水質契約基準 I 未達の場合には、受注者は、速やかに原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- イ 放流水質法定基準未達の場合には、発注者の指導、監督に従い、受注者は、速やかに原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ウ 放流水質に関する基準の未達が、流入基準を満たさないことに起因する場合は、発注者と対応を協議する。
- エ 受注者は、追加の水質試験において、改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準 I を満足できるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。
- オ 放流水質に関する基準の未達の原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用は、受注者が負担する。ただし、流入水が流入基準を満たさない場合及びやむを得ない事態による場合は、受注者は原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用を発注者に請求することができる。

(3) 委託費の減額

流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、別紙5のとおり委託費を減額する。

(4) 契約解除、違約金

流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、放流水質契約基準Ⅰを満足できない状態が合理的な理由がなく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合又は改善計画書が速やかに提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、発注者は、本契約を解除することができる。この場合、受注者は契約約款第 11 条第3項に基づき、定められた違約金を支払う。

2 契約基準Ⅱ未達の場合

(1) 未達の確認、報告・通知及び追加の水質試験

受注者は、各年度の放流水質平均値について放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者に報告する。

(2) 改善期間、改善計画書の提出

ア 放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、受注者は、速やかに原因究明を行い、改善の方法や必要期間を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。

イ 放流水質に関する基準の未達が、流入基準を満たさないことに起因する場合は、発注者と対応を協議する。

ウ 受注者は、必要に応じ追加の水質試験を行い改善措置の効果を確認し、改善状況を発注者に報告する。

エ 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受注者が負担する。

(3) 委託費の減額

放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合は、別紙5のとおり委託費を減額する。

(4) 契約解除、違約金

改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに業務を行わない場合、発注者は、本契約を解除することができる。この場合、受注者は契約約款第 11 条第6項に基づき、定められた違約金を支払う。

別紙3 流入基準未達の場合の対応方法(第 12、13 条関係)

1 大雨時における流入水量増大

- ・ 受注者は、大雨洪水警報発令時には、流入水の水量が業務要求水準書Ⅲに定める基準を超えた場合であっても、業務要求水準書別添6により対応することとする。
- ・ なお、上記の措置を行っても、放流水質契約基準を満たせない場合は、不可抗力として扱う。

2 流入水質の異常

(1) 流入水質の異常は、以下のとおりとする。

- ・ 業務要求水準書Ⅲ－2に示す水質に関する流入基準を満たさなかった場合
- ・ 「有害物質等流入事故対応マニュアル(国土交通省都市・地域整備局下水道部)」に記載された事故時の措置の対象となる物質及び油又はその他の物質の流入があった場合

(2) 流入ゲートにおける流入水の臭気、色やpHの監視の結果、上記2(1)に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、受注者は以下の措置をとる。

- ・ 速やかに発注者に報告するものとする。
- ・ 受注者は、上記の物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置を講ずるほか、上記マニュアルの「下水道施設での対策の実施」により対応するものとする。
- ・ なお、上記の措置を行っても、放流水質契約基準を満たせない場合は、不可抗力として扱う。

別紙4 経費の負担(第 46 条関係)

受注者が負担すべき経費は、以下のとおりとする。

- 1 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- 2 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- 3 ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- 4 各種作業着、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護具・機器
- 5 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- 6 モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具・器具
- 7 受注者が使用する電話、FAX、インターネットの設置工事費及び維持費
- 8 緊急地震速報受信装置維持費

別紙5 委託費等の計上方法(第 11、12、34、39、42、45 条関係)

1 委託費の算定方法

(1) 委託費の構成

発注者が受注者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。

$$\begin{aligned}
 (\text{委託費}) &= (\text{運転業務委託費}) + (\text{ユーティリティー費}) \\
 &\quad + (\text{定期点検等業務費}) + (\text{修繕業務費})
 \end{aligned}$$

事業期間中の各費用の内訳は、以下に示すとおりとする。

表:維持管理業務等に係る費用内訳

(単位:円(消費税抜き))

費目		令和7年度	令和8年度	令和9年度
運転業務委託費	直接業務費 (運転管理費・設備管理費等)			
	直接経費(率)			
	技術経費			
	間接業務費			
	諸経費			
小計				
ユーティリティー費	水道料			
	薬品・燃料費等 (※)	薬品費(水処理に要するもの)		
		その他		
	小計			
定期点検等業務費				
修繕業務費 (上限額)	小修繕費(上限額)			
	緊急修繕費(上限額)			
業務価格計				

(※) 薬品・燃料費等の詳細

薬品費(水処理に要するもの)	次亜塩素酸ソーダ、高分子凝集剤、消臭剤 等
その他	
燃料費	A重油、ガソリン、プロパンガス 等
消耗品費	水質試験、維持管理、維持保全に必要な消耗品
その他薬品費	殺虫剤、除草剤、水質分析用試薬 等

(2) 委託費の支払い

委託費の支払いは毎月払いとし、次のア～エを合算した額とする。

ア 運転業務委託費及びユーティリティ費の月額

運転業務委託費及びユーティリティ費の月額は当該年度の合計価格(税抜)に1/12を乗じ、千円未満を切り捨てた額に110/100を乗じた額とする。なお、年度最終月は当該年度の運転業務委託費及びユーティリティ費合計額(税込)から前述の月額(税込)の11か月分を差し引いた額とする。

当該月の放流水質及び脱水汚泥が業務要求水準書Ⅳに示す契約基準を満たしている場合は当該月の運転業務委託費及びユーティリティ費の全額を支払い、そうでない場合は別紙5-2の計算により減額又は増額する。

表:運転業務委託費及びユーティリティ費の月額

(単位:円(消費税込み))

費目	令和7年度	令和8年度	令和9年度
運転業務委託費及びユーティリティ費			
年度最終月以外の各月支払額			
年度最終月支払額			

イ 年間処理水量の増減によるユーティリティ費の増減額

年間処理水量の実績が、業務要求水準書Ⅲに示す当該年度の年間処理水量の5%を超えて増減した部分に限り、水処理単価による委託費の変更を行うものとし、以下の算式により当該年度最終月に清算する。

※ただし、年間処理水量の実績のうち、年度末の2月と3月分は予想水量をもって算定するものとする。

(増額) = (当該年度の年間処理実績水量 - 要求水準書Ⅲに示す当該年度の年間処理水量 × 1.05) × 水処理単価

(減額) = (要求水準書Ⅲに示す当該年度の年間処理水量 × 0.95 - 当該年度の年間処理実績水量) × 水処理単価

ここで水処理単価とは、業務要求水準書Ⅲに示す当該年度の年間処理水量の5%を超えて増減した水量の水処理に要した費用として受注者が申告する薬品費(水処理に要するもの)の合計額を当該水量で除した額(小数点以下第3位を切り捨て)又は5.11円/m³(税抜き)に受注額を発注者の設計額で除した値を乗じた額(小数点以下第3位を切り捨て)のいずれか小さい額とする。

ウ 定期点検等業務に係る支払額

受注者が自ら行った定期点検等業務で、発注者による検査の結果、点検その他業務完了確認を受けたものについては、発注者に対して請求のあった点検その他業務に係る委託費を支払う。

し渣及び沈砂収集運搬処分業務の月額額は、毎月の処分実績数量に下表に示す単価を乗じた額とする。

下表に、各定期点検等業務に係る費用内訳を示す。

表：各定期点検等業務に係る費用内訳

(単位：円(消費税込み))

名 称	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
電気設備点検業務			
電話設備点検業務			
消防用設備点検業務			
空調設備点検業務			
貯水槽点検業務			
清掃管理業務			
場内管理除草業務			
水処理棟上部緑地管理業務			
場内正門周り他修景緑化管理業務			
場内東地区樹花木管理業務			
場内西地区樹花木管理業務			
送水ポンプ設備点検業務			
送風機設備点検業務			
汚泥処理設備点検業務			
活性炭吸着塔点検業務			
臭気測定業務			
施設維持管理機械点検業務			
多目的広場管理業務			
一般廃棄物収集運搬業務			
一般廃棄物収集運搬・処分業務(し渣)	(/トン)	(/トン)	(/トン)
産業廃棄物収集運搬・処分業務			
産業廃棄物収集運搬・処分業務(沈砂)	(/トン)	(/トン)	(/トン)
耐水設備点検業務			
建築基準法第 12 条にかかる点検業務			

エ 修繕業務に係る支払額

受注者の入札する修繕業務で、発注者による検査の結果、その業務完了確認を受けたものについては、発注者に対して請求のあった修繕業務に係る費用を支払う。

なお、受注者の入札する修繕業務に係る年間委託費に相当する額と受注者の入札する修繕業務の年額との差額については、年度最終月にて清算するものとする。

2 維持管理業務に係る委託費の減額及び追加費用

受注者による水質試験(放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。)、下水道法上の法定検査、及び業務委託契約約款第 22 条第1項の計測等により業務要求水準書Ⅳで定める各契約基準値の未達が発生した場合は、別紙5-1で計算される委託費を下記により減額又は増額する。

(1) 放流水質契約基準Ⅰ、及び脱水汚泥契約基準Ⅰに係る要求水準未達の場合

ア 流入水が業務要求水準書Ⅲに示す流入基準を満たしている場合

- (a) 放流水質が業務要求水準書Ⅳに示す契約基準Ⅰと法定基準の間にある場合、若しくは業務要求水準書Ⅳに示す脱水汚泥契約基準Ⅰを上回った場合は以下のとおり減額する。

委託費の減額＝上記1項に示す当該月の運転業務委託費及びユーティリティー費の金額×(α／当該月の全日数)

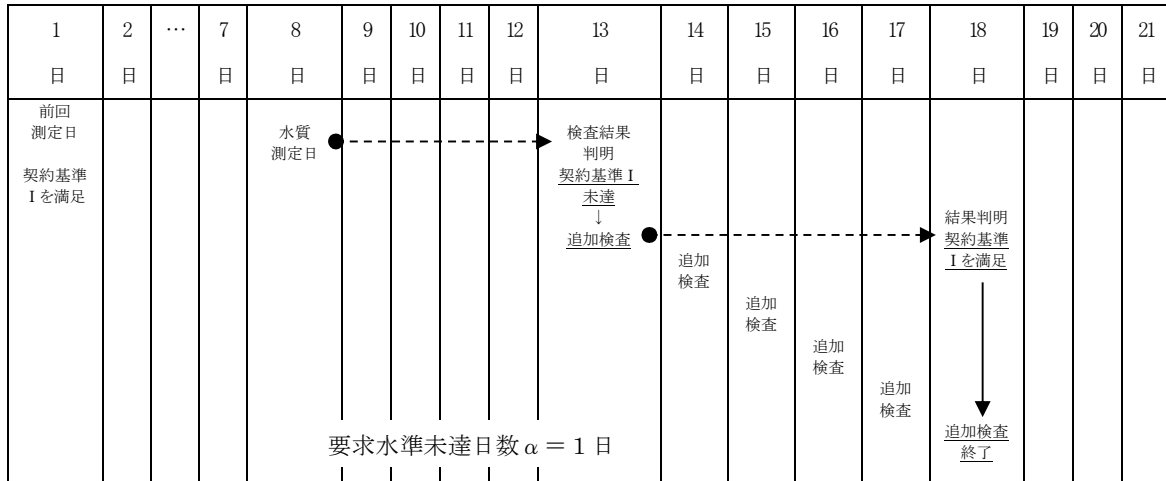
ここで

α(日):要求水準未達日数

ただし、水質検査の結果が判明するのが検査実施日(採水日)から時間がかかる水質項目については、以下によりαをみなす。(ケース1及びケース2)

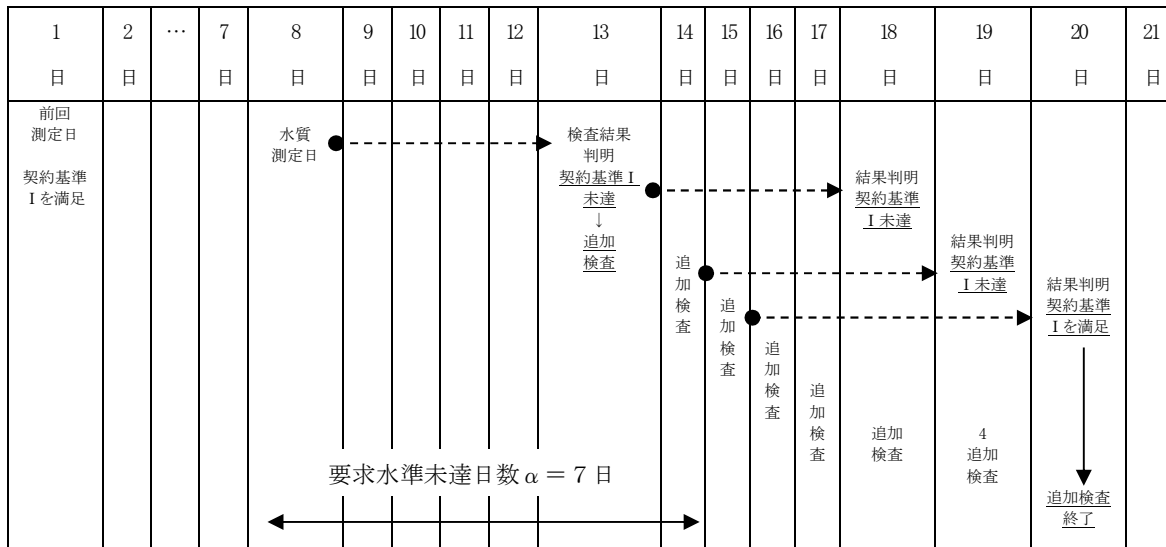
【ケース1】

定期測定の結果、業務要求水準書IVに示す契約基準 I の未達が発見（下例では 13 日）、即日追加検査を行った結果が業務要求水準書IVに示す契約基準 I を満足した場合は、 $\alpha = 1$ 日とする。



【ケース2】

定期測定の結果、業務要求水準書IVに示す契約基準 I の未達が発見（下例では 13 日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、業務要求水準書IVに示す契約基準 I を満足しなかった場合は、 α は当初の定期測定日（下例では 8日）から業務要求水準書IVに示す契約基準 I の未達が発生した最終日（下例では 14日）までの全日数を要求水準未達日数とする（下例では、 α は8日から14日までの7日となる。）。



(b) 放流水が業務要求水準書Ⅳに示す法定基準を満たしていない場合は、以下のうち金額の大きい方の額を減額する。

- ・ 委託費の減額＝上記1項に示す当該月の運転業務委託費及びユーティリティフィー費の金額×(α／当該月の全日数)
ここで、αの算定は上記(ア)の方法に準じる。
- ・ 当該月の運転業務委託費及びユーティリティフィー費の金額の40%

イ 流入水量が業務要求水準書Ⅲに示した基準を超えた場合

- (a) 別紙3大雨時における流入水量増大に記載する対応を行い、放流水質契約基準を満たすよう必要な措置をとるものとする。
- (b) 発注者が受注者に支払う委託費は、別紙5-1(2)委託費の支払い イ年間処理水量の増減によるユーティリティフィー費の増減額によって算定する。
- (c) 1次処理放流については、放流水質契約基準Ⅰを満たさない場合でも、委託費の減額を行わない。この場合、放流水が業務要求水準書Ⅳに示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰則等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

ウ 流入水質が業務要求水準書Ⅲに示す流入基準を超えた場合

- (a) 別紙3流入水質の異常に記載する対応を行い、放流水質契約基準を満たすよう努力する。
- (b) 放流水質が業務要求水準書Ⅳに示す法定基準を満たす場合、発注者が受注者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。
(委託費)＝(運転業務委託費)＋(ユーティリティフィー費)＋(定期点検等業務費)＋(修繕業務費)＋(追加費用)

ここで追加費用とは、流入基準を満たさない流入水処理して放流水質法定基準を満たすために要する費用をいい、受注者は発注者に請求することができる。なお、追加費用の支払いは、当該年度の最終月に清算する。

- (c) 放流水質が放流水質契約基準Ⅰ及び脱水汚泥契約基準Ⅰを満たしていない場合でも、委託費の減額を行わない。この場合、放流水が業務要求水準書Ⅳに示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰則等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

(2) 業務要求水準書Ⅳに示す契約基準Ⅱ未達の場合

放流水質契約基準Ⅱ及び脱水汚泥契約基準Ⅱを満たしていない場合は、以下のとおり委託費の減額を行う。なお、上記の減額は、当該年度の最終月の支払額と相殺し清算する。

- ・当該年度の年間委託費のうち運転業務委託費及びユーティリティー費の金額の2%を減額する。

別紙6 委託費の見直し(第 34 条関係)

以下に定める項目について、委託費の見直しを行うことができる。委託費の見直し額は、委託費の見直し事由が生じた日以降の日割りで計算する。

1 消費税率の変更の場合

契約期間中の消費税率の変更については、法令の定めるところによる。

2 賃金又は物価が変動した場合

発注者又は受注者は、業務契約締結の日から 12 か月を経過した後に、賃金又は物価の変動により業務委託費が不相当となったと認められた場合は、相手方に対して業務委託費の額の変更を請求できる。

上記による請求があった場合は、変動前残業務委託費と変動後残業務委託費との差額のうちの変動前残業務委託費の 1.5%を超える額につき、業務委託費の変更に応じなければならない。

変動前残業務委託費及び変動後残業務委託費は、請求のあった日を基準とする。

上記の請求は、業務委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、「業務契約締結の日」とあるのは「直前の業務委託費変更の基準とした日」とする。

増額 = (変動後残業務委託費 - 変動前残業務委託費 × 1.015) × 落札率

減額 = (変動前残業務委託費 × 0.985 - 変動後残業務委託費) × 落札率

※1 「変動前残業務委託費」とは、業務委託費から見直し事由が生じる以前の業務委託費を控除した額をいう。

※2 「変動後残業務委託費」とは、変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託費に相当する額をいう。

※3 賃金とは、静岡県が使用している労務単価とする。

3 定期点検等業務の計画が変更になった場合

別紙7に示す定期点検等業務の計画について、発注者が別途発注する工事や修繕の影響等により定期点検の内容変更又は点検の中止等があった場合は、委託費の見直しを行う。

4 その他の場合

その他の変更内容については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

別紙7 定期点検等業務予定書(第18条関係)

受注者は、発注者があらかじめ定めた下記の定期点検等業務を行う。なお、各業務の詳細内容は各特記仕様書による。ただし、機器の動作状況等によっては下表の内容が変更となる場合があるので、留意のこと。

	名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	電気設備点検業務	○	○	○
2	電話設備点検業務	○	○	○
3	消防用設備点検業務	○	○	○
4	空調設備点検業務	○	○	○
5	貯水槽点検業務	○	○	○
6	清掃管理業務	○	○	○
7	場内管理除草業務	○	○	○
8	水処理棟上部緑地管理業務	○	○	○
9	場内正門周り他修景緑化管理業務	○	○	○
10	場内東地区樹花木管理業務	○	○	○
11	場内西地区樹花木管理業務	○	○	○
12	送水ポンプ設備点検業務	○	○	○
13	送風機設備点検業務	○	○	○
14	汚泥処理設備点検業務			
	遠心脱水機No.1	○	○	○
	遠心脱水機No.2	○	○	○
	遠心脱水機No.3	○	○	○
	油圧ユニットNo.1	○	○	○
	油圧ユニットNo.2	○	○	○
	油圧ユニットNo.3	○	○	○
	動力・制御・操作盤	○	○	○
	汚泥脱水設備補機	○	○	○
	ケーキ搬送設備	○	○	○
	ケーキ貯留設備	○	○	○
	遠心濃縮機No.1	○	○	○
	遠心濃縮機No.2	○	○	○
	潤滑油ユニットNo.1	○	○	○
	潤滑油ユニットNo.2	○	○	○
	汚泥濃縮設備補機	○	○	○
	生物脱臭設備	○	○	○
15	活性炭吸着塔点検業務	○	○	○
16	臭気測定業務	○	○	○
17	施設維持管理機械点検業務	○	○	○
18	多目的広場管理業務	○	○	○
19	一般廃棄物収集運搬業務		○	○
	一般廃棄物収集運搬・処分業務(し渣)	○		
20	産業廃棄物収集運搬・処分業務		○	○
	産業廃棄物収集運搬・処分業務(沈砂)	○		
21	耐水設備点検業務	○	○	○
22	建築基準法第12条にかかる点検業務	○	—(実施しない)	—(実施しない)

受注者は、関係法令、狩野川東部浄化センター自家用電気工作物保安規程、定期点検等業務共通仕様書、機械・電気設備保守点検基準等に従い、上記の業務を行うこと。

別紙8 発注者が予定している工事等(第 14 条関係)

受注者は、発注者が予定している下記の工事について、処理場運転の調整を行うなどの協力をしなければならない。

No.	工 事
1	沈砂池設備・汚泥処理設備（脱水設備）更新工事（R 7～R 9）
2	放流ポンプ棟・機械濃縮棟電気設備更新工事（R 7～R 9）
3	重力濃縮棟設備更新工事（R 7～R 9）
4	水処理棟設備更新工事（R 7～R 9）
5	汚泥処理棟・機械濃縮棟防食塗装工事（R 7～R 9）

※ 上記工事は予定であり、変更する可能性がある。